

## 令和3年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）第6条の規定に基づき、令和3年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和4年4月1日現在の状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

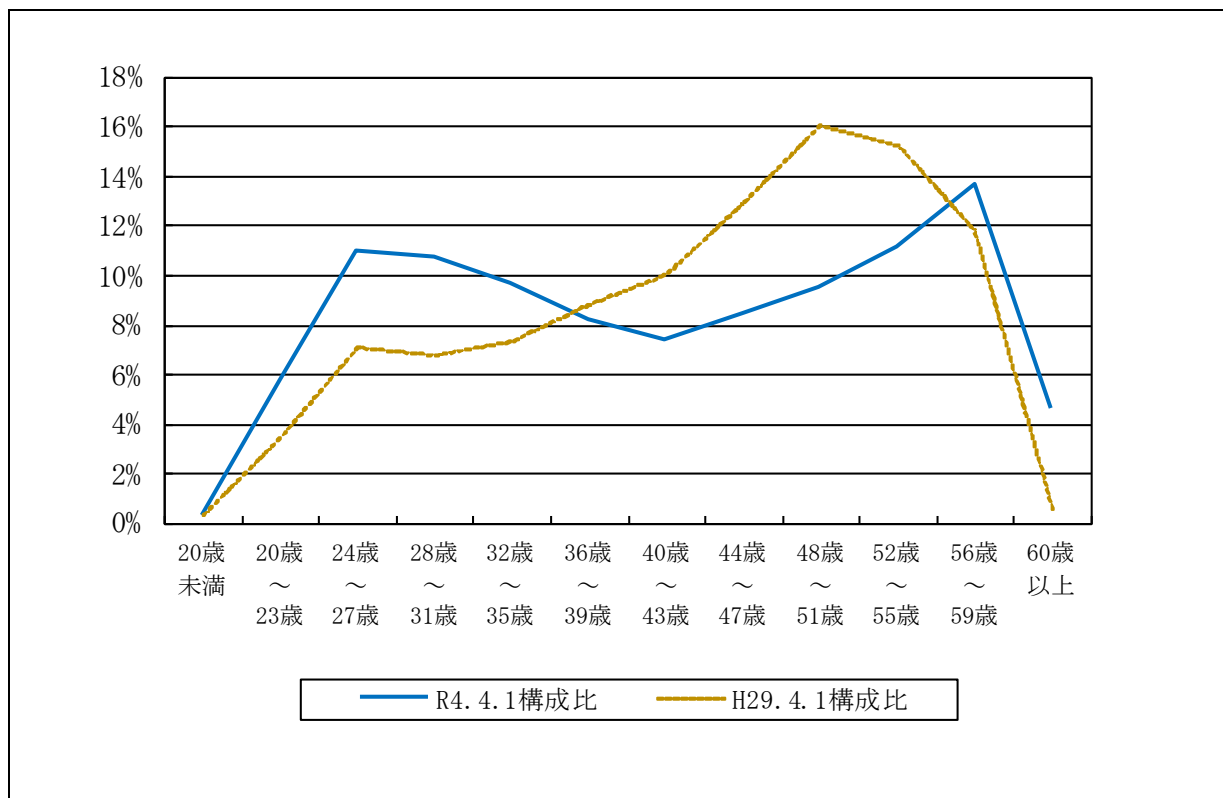
（各年4月1日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務・ 企画・税務	710	719	9	・児童相談所の体制強化に伴う増 ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う増
	民生・衛生	763	780	17	
	商工・労働	267	258	▲9	
	農林水産	762	755	▲7	
	土 木	714	705	▲9	
	小 計	3,216	3,217	1	(参考:人口10万人当たり職員数316人)
部 門 特 別 行 政	教 育	8,588	8,597	9	(参考:人口10万人当たり職員数1,068人)
	警 察	2,299	2,287	▲12	
	小 計	10,887	10,884	▲3	
会 計 公 営 企 業 等	病 院	1,088	1,111	23	・診療体制の強化に伴う増
	そ の 他	129	127	▲2	
	小 計	1,217 (83)	1,238 (81)	21 (▲2)	
合 計		15,320 (83)	15,339 (81)	19 (▲2)	(参考:人口10万人当たり職員数1,505人)

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注2 ( )内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



(令和4年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	46人	875人	1,674人	1,636人	1,475人	1,254人	1,132人	1,294人	1,451人	1,708人	2,085人	709人	15,339人
構成比	0.3%	5.7%	10.9%	10.7%	9.6%	8.2%	7.4%	8.4%	9.5%	11.1%	13.6%	4.6%	100%

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、平成31年4月から令和4年4月までの3年間で定員（基準：平成31年4月1日[3,187人]）を維持することを目標とする定員管理計画に基づき、職員数の維持に努めたが、新型コロナウイルス対策の体制を強化したため、事業の見直し等による減員を行っても目標を達成できませんでした。（目標定員より24人増加）

また、近年の大規模災害による県外被災地等への中長期派遣要員を確保するととも

に、平時に技術職員不足傾向にある県内市町村の支援のため、上記とは別に災害派遣枠を設けており、引き続き必要な増員を図ることとしています。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	計
定員管理計画 a	3,187	3,208	3,210	3,211	
増減数	(基準)	+21	+2	+1	+24
災害派遣枠(累計) b		2	6	6	6
職員数 (a+b)		3,210	3,216	3,217	

## ② 教育部門

教育部門では、教員を除く職員については、学校現場の多忙化解消の推進を考慮し、定員管理計画を策定し、令和2年4月から3年間で定員(基準:令和2年4月1日[865人])を維持することを目指しております。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門(教員を除く)》 (各年4月1日現在、単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
職員数	865	867	866	
増減数	(基準)	+2	△1	

## ③ 警察部門

警察部門では、警察官、鑑識等の専門的業務従事者を除く職員については、県民の安全・安心の基盤となる警察力を維持するための新たな定員管理計画を策定し、令和3年4月から3年間で定員(基準:令和3年4月1日[129人])を維持することを目指しております。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門(警察官、専門的業務従事者等を除く)》 (各年4月1日現在、単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
職員数	129	129		
増減数	(基準)	0		

## ④ 適正化の手法(令和3年度実施内容)

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 全部門における人員の状況

	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
定員管理計画 (a)	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	3,208	3,210	3,211
		△ 25	△ 16	△ 16	△ 10	21	2	1
災害派遣枠 (b)						2	6	6
一般行政部門 計 ((a)+(b))						3,210	3,216	3,217
特別行政部門	11,066	11,029	11,024	10,970	10,867	10,901	10,887	10,884
		△ 37	△ 5	△ 54	△ 103	34	△ 14	△ 3
教育部門	8,798	8,762	8,741	8,672	8,591	8,593	8,588	8,597
		△ 36	△ 21	△ 69	△ 81	2	△ 5	9
警察部門	2,268	2,267	2,283	2,298	2,276	2,308	2,299	2,287
		△ 1	16	15	△ 22	32	△ 9	△ 12
公営企業等	1,064	1,113	1,135	1,163	1,166	1,181	1,217	1,238
		49	22	28	3	15	36	21
合 計	15,384	15,371	15,372	15,330	15,220	15,292	15,320	15,339
		△ 13	1	△ 42	△ 110	72	28	19

注 各項目の下段は対前年度増減数です。

(4) 採用の状況（令和3年度）

①知事部局等 263人採用（競争試験：118人、選考：145人）

※令和2年度 239人採用（競争試験：120人、選考：119人）

②教育委員会 373人採用（競争試験：7人、選考：366人）

※令和2年度 341人採用（競争試験：10人、選考：331人）

③警察本部 89人採用（競争試験：85人、選考：4人）

※令和2年度 95人採用（競争試験：93人、選考：2人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（令和3年度）

① 知事部局等

ア 一般職員 358人（部長：8人、次長：18人、室長：32人、  
課長：79人、課長補佐：115人、係長：106人）

- ② 教育委員会  
 ア 一般職員 86人（部長：1人、室長：1人、課長：12人、  
 課長補佐：63人、係長：9人）  
 イ 教員 147人（校長：62人、教頭：85人）
- ③ 警察本部  
 ア 一般職員 17人（課長：1人、管理官：3人、課長補佐：5人、  
 係長：8人）  
 イ 警察官 76人（警視：11人、警部：22人、警部補：43人）
- 注（）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（令和3年度）

- ① 知事部局等 228人退職（※令和2年度 190人退職）  
 ② 教育委員会 461人退職（※令和2年度 516人退職）  
 ③ 警察本部 166人退職（※令和2年度 130人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
R3年度	1,037,319	619,117,599	1,188,483	127,008,287	20.5
R2年度	1,047,713	594,056,688	1,377,930	131,071,055	22.1

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

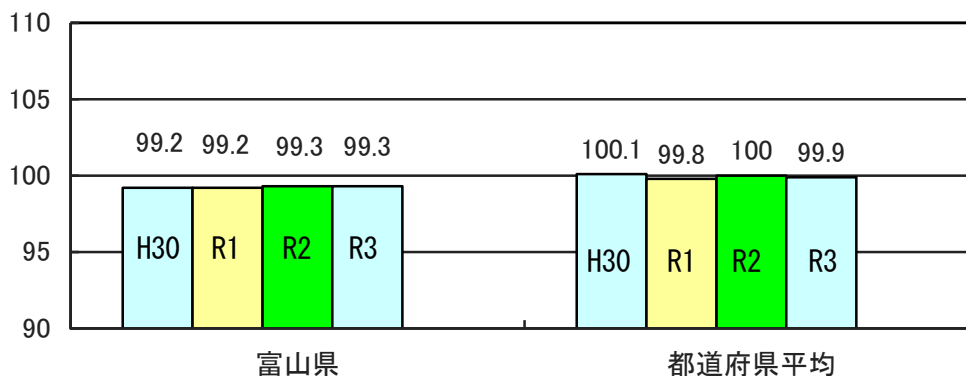
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R3年度	14,093	59,521,614	11,013,620	22,542,145	93,077,379	6,605
R2年度	14,093	60,088,846	10,847,876	23,662,263	94,598,985	6,712

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況（令和4年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	559,500

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳6月	322,900円	395,400円
R3年4月1日現在	43歳7月	324,200円	396,800円

注1 平均給料月額とは、令和4年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。（以下同様です。）

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	58歳7月	270,000円	305,100円
R3年4月1日現在	58歳7月	275,100円	297,600円
うち運転手	60歳0月	266,500円	308,500円
R3年4月1日現在	59歳0月	277,200円	300,300円
うち用務員	57歳4月	254,000円	261,700円
R3年4月1日現在	59歳1月	243,200円	251,700円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳6月	370,600円	414,900円
R3年4月1日現在	45歳7月	374,500円	418,900円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	41歳11月	348,800円	382,300円
R3年4月1日現在	42歳1月	351,500円	385,200円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳6月	316,700円	420,900円
R3年4月1日現在	38歳6月	317,000円	421,100円

(6) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	150,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	147,900 円	—
	中学卒	139,900 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	210,800 円	—
	短大卒	185,700 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	210,800 円	—
	短大卒	188,600 円	—
警 察 職	大学卒	215,800 円	211,400 円
	高校卒	180,200 円	173,400 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区 分 \ 経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
		一 般 行 政 職	大学卒	283,400 円
	高校卒	242,400 円	280,100 円	330,500 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	289,100 円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高等学校 教 育 職	大学卒	328,700 円	367,900 円	400,400 円
	短大卒	279,900 円	345,700 円	343,000 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	333,300 円	373,600 円	398,500 円
	短大卒	322,000 円	355,800 円	383,100 円
警 察 職	大学卒	301,200 円	347,300 円	385,600 円
	高校卒	270,400 円	312,500 円	360,800 円

注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

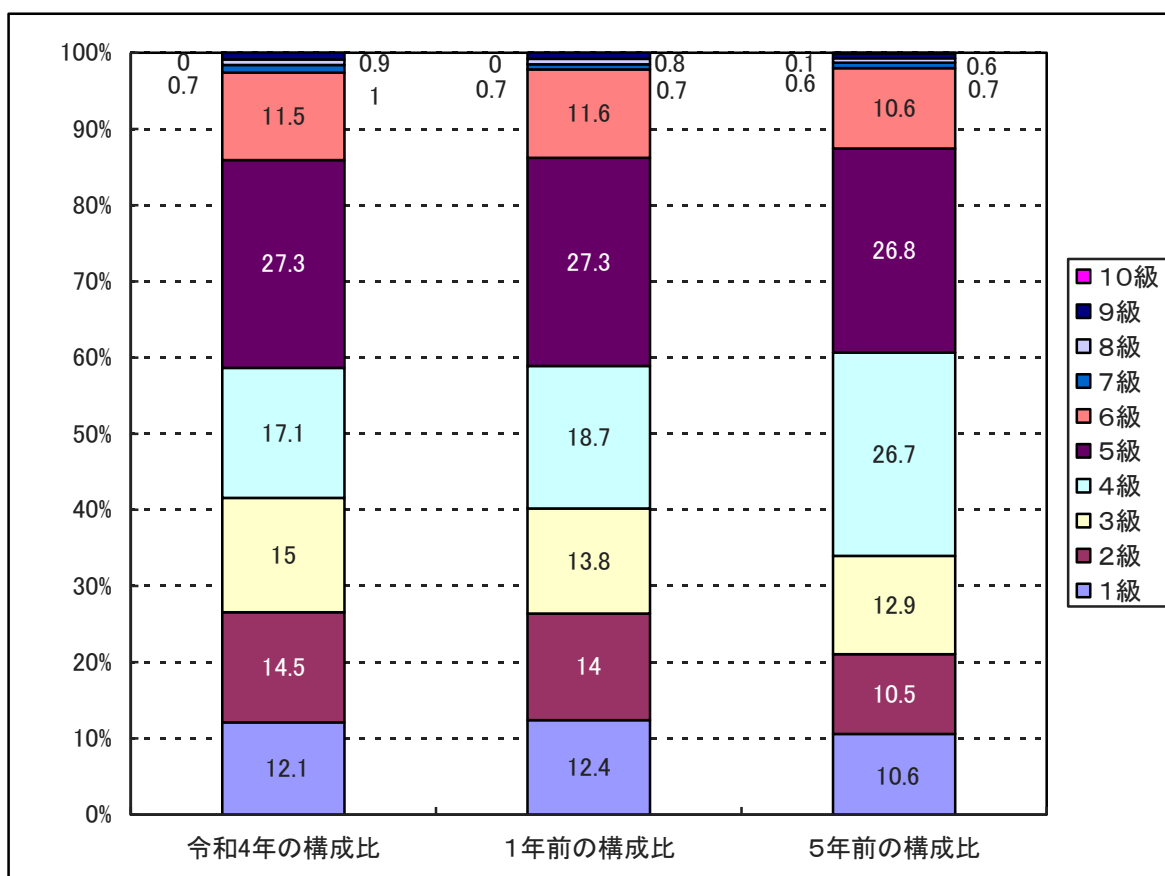


(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	391	12.1	12.4	10.6
2級	主事、技師	468	14.5	14.0	10.5
3級	係長、主任	484	15.0	13.8	12.9
4級	係長、主任	551	17.1	18.7	26.7
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	880	27.3	27.3	26.8
6級	本庁の課長、出先機関の長	372	11.5	11.6	10.6
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	32	1.0	0.7	0.7
8級	本庁の次長	23	0.7	0.7	0.6
9級	本庁の部長	28	0.9	0.8	0.6
10級	本庁の部長	0	0	0	0.1

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 23 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。

令和 4 年 1 月 1 日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1 月 1 日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,552 名中、上位区分（1～8 号給）に決定された者が 776 名（30.4%）、標準区分（0～4 号給）に決定された者が 1,769 名（69.3%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 7 名（0.3%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上の職員は標準区分(0号給)、上位区分(1～2号給)であるため。

(10) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額 (R3 年度) 1,556 千円	—
(R3 年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9) 月分	(R3 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

注 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p><b>1. 勤務成績の評定の実施状況</b></p> <p>平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。</p> <p>また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。</p> <p><b>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況</b></p> <p>全職員について、業績評価の結果（6月支給分は前年度後期（10～3月）、12月支給分は当年度前期（4～9月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前6月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～133.5/100）を決定。</p> <p>令和4年6月の勤勉手当において、行政職（知事部局）の職員2,837名中、上位区分（101/100～133.5/100）に決定された者が941名（33.2%）、標準区分（93.5/100～113.5/100）に決定された者が1,887名（66.5%）、下位区分（0/100～80/100）に決定された者が9名（0.3%）であった。</p> <p>※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。</p>
--

②退職手当（令和4年4月1日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
	自己都合	その他			
1人当たり					
平均支給額	3,029 千円	21,895 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		1,225,783千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和3年度決算）		149,925円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	17人	20%	20%
大阪市	1人	16%	16%
名古屋市	1人	15%	15%
富山市	7,903人	3%	3%
上記以外の県内市町村	7,091人	0%	0%
医師	270人	16%	16%
総計・平均支給率（注）	15,283人	1.86%	1.86%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		1,357,993 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和3年度決算）		203,049 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		43.7% (7.6%)	
手当の種類（手当数）		27 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円 又は月額 11,540 円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額 20,000 円以内又は日額 500 円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17,420 円以内又は給料月額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80,000 円以内又は勤務 1 回につき 9,000 円以内又は勤務 1 時間につき 2,100 円
看護職員処遇改善手当	中央病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員		月額 4,000 円

夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3,550 円以内、通勤距離により 1,140 円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒劇物を使用した研究</li> <li>・ 病理細菌の試験検査</li> <li>・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等</li> </ul>	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
	従事職員	新型コロナウイルス感染症に係る緊急措置に関する業務	日額 3,000 円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらのものに長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、日額 4,000 円)
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣畜のと殺・解体</li> <li>・ 死亡家畜の解体検査等</li> </ul>	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額 100 分の 8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円

乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 16,000 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2 以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和3年度決算	3,137,392千円	423千円
令和2年度決算	3,056,012千円	413千円

⑥その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (R3年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき 行政職給料表7級以下は6,500円、行政職給料表8級は3,500円 ただし子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1) 同 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,290,939	円 252,976
住居手当	借家等 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額28,000円)	異	○国の制度 (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	千円 717,254	円 303,664
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1) 同 (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~31,600円 (3) なし	千円 1,406,699	円 105,998
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 619,540	円 2,236,606



	<p>欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給          医師・歯科医師          採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給          (最高支給月額 308,600 円)</p> <p>獣医師          採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給          (最高支給月額 35,000 円)</p>				
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給          30,000 円+加算額 (※)          ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 8,000~70,000 円を加算</p>	同		千円 48,412	円 384,218
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給</p>	同		千円 1,154,023	円 752,297
休日勤務手当	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給          1 時間当たりの給与額×1.35×時間数</p>	異	<p>1 時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。</p>	千円 481,411	円 64,906
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給          1 時間当たりの給与額×0.25×時間数</p>			千円 240,270	円 32,394
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給          ・庁舎・設備の保全等 6,800 円          ・福祉施設等における管理監督 7,400 円          ・医療当直看護師等 6,900 円          医師 21,000 円</p>	同		千円 575,472	円 311,066

管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2)管理職手当支給対象職員 が災害への対処等の臨時・緊 急の必要によりやむを得ず 平日深夜に勤務した場合に 2,000～6,000円を支給	同		千円 8,794	円 439,700
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 12,185	円 62,168
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12,582	円 1,048,466
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて2,000～ 8,000円を支給			千円 516,418	円 65,560
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の6% (管 理職手当受給職員は4%)を 支給			千円 49,703	円 212,404
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 6%を支給			千円 72,659	円 275,225
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 26,650	円 306,326

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500~14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 19,083	円 176,699
--------------------	---	--	--------------	--------------

(11) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,170,000 円 (1,300,000 円)		
	副知事	918,000 円 (1,020,000 円)		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(R3 年度支給割合)		
	副知事	3.25 月分		
	議 長	(R3 年度支給割合)		
	副議長	3.25 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.53	33,072 千円	(任期毎)
	副知事	102 万円×在職月数×0.4	19,584 千円	(任期毎)

注1 給料・俸給月額欄の（ ）内は減額措置を行う前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

令和4年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りに依ります。

注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

#### (2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	令和3年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20日（1年あたり）	平均 12.6日	平均 11.9日	平均 12.3日	
特別 休暇	夏期休暇	5日以内（1年あたり）	平均 4.7日	平均 4.8日	平均 5.0日
	ボランティア休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 一人	取得者 1人	取得者 一人
	育児参加休暇	8日以内（1年あたり）	取得者 94人	取得者 105人	取得者 78人
	家族看護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 539人	取得者 1,675人	取得者 229人
	短期介護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 45人	取得者 101人	取得者 14人
	育児時間	1日2回、1日を通じて90分以内	取得者 117人	取得者 122人	取得者 46人
病気休暇	原則90日以内	取得者 148人	取得者 253人	取得者 67人	
介護休暇	6月以内	取得者 4人	取得者 4人	取得者 1人	

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、令和3年（R3.1.1～R3.12.31）の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和3年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

#### 4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	令和3年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳（会計年度任用職員においては原則1歳）に達する日までの期間	取得者 121人 (1人)	取得者 239人	取得者 42人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 2人	取得者 一人
育児部分休業・子育て支援部分休暇	子が小学校3年生（会計年度任用職員においては3歳）までの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 8人	取得者 14人	取得者 20人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 2人	取得者 一人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注1 取得者数は、令和3年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

注2 ( )内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数は外数です。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

令和3年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	23人	一人	一人	23人
教育委員会	一人	77人	一人	一人	77人
警察本部	一人	6人	一人	一人	6人
合計	一人	106人	一人	一人	106人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

### (2) 懲戒処分の状況

令和3年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	一人	一人	一人	2人	2人
教育委員会	1人	1人	一人	2人	4人
警察本部	一人	一人	1人	一人	1人
合計	1人	1人	1人	4人	7人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

令和3年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	1件	87件	一件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	一件	一件	一件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	17件	8件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	9件	1件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	456件	75件	12件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	12 件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	1 件	12 件	2 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	9 件	一件	一件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	一件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	一件	一件
研究職の職員が、業務上必要な資格を取得するために講習の受講又は試験を受験する場合に、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	2 件	一件	一件
合 計	507 件	183 件	14 件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

令和 3 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	38 件	19 件	3 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	一件	1,785 件	一件

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

## 7 職員の人事評価の状況

### (1) 知事部局等

#### ① 能力評価の状況

##### ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

##### イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

#### ② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

会計年度任用職員については、任期の始期～終期までを評価期間とし、年度単位で実施しています。原則、被評価者が所属する最小単位の長による1段階評価とし、被評価者の自己評価や面談結果等を基に評価しています。

### (2) 教育委員会

#### ① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

#### ② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

### (3) 警察本部

#### ① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、



D：やや劣っている、E：劣っている  
の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

令和3年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		県（特別職・再任用・嘱託等）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体	
知事部局等	55人	49人	12人	16人	5人	16人
教育委員会	69人	58人	34人	－人	4人	20人
警察本部	9人	8人	－人	－人	4人	4人
合計	133人	115人	46人	16人	13人	40人

※退職者数は、定年・事務都合により退職した課長級以上の退職者の数です。

## 9 職員の研修の状況

令和3年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

### (1) 知事部局等

研 修 名		延べ開 講日数	修了者数
繰返し研修		30日	1,224人
	新任所属長研修	2日	47人
	新任所属長代理研修	3日	56人
	新任係長研修	8日	86人
	職員3年目研修	2日	149人
	新任職員研修	9日	562人
	ステップ1研修(34歳)	1日	98人
	ステップ2研修(40歳)	1日	75人
	ステップ3研修(46歳)	1日	77人
	臨時的任用職員等研修	1日	27人
	再任用職員研修	2日	47人
単位制研修		60日	1,213人
	課長クラス向け研修	3日	65人
	課長補佐クラス研修	8日	154人
	係長クラス研修	6日	137人
	主任クラス向け研修	15日	319人
	主事・技師クラス向け研修	28日	538人
キャリア開発研修		25日	1,082人
	管理者研修	2日	183人
	管理者向けeラーニング研修	—	118人
	働きやすい職場環境づくり促進 eラーニング研修	—	271人
	県・民間企業管理職員意見交換会	1日	6人
	県内若手社員・職員共同研修	—	(中止)
	民間経営の手法に学ぶ研修	1日	12人
	キャリアデザイン研修	2日	30人
	キャリア・シフトチェンジのための ワークショップ	1日	4人
	ナレッジ研修	4日	84人
	仕事・子育て両立支援研修	1日	24人
	事務職員法務研修	4日	110人
	その他	9日	240人
合 計		115日	3,519人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

## (2) 教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数	
基 本 研 修	年 次 研 修	若手教員研修	初任者研修	15日	218人
			2年次教員研修	3日	183人
			3年次教員研修	2日	196人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	47人
			養護教諭	13日	8人
			学校栄養職員	12日	2人
		6年次教職員研修会	4日	209人	
		中堅教諭等資質向上研修	1～13日	855人	
		16年次教職員研修	延べ18時間	107人	
		小・中学校校長研修会	1日	254人	
		小・中学校初任校長研修会	4日	39人	
		県立学校初任校長研修会	1日	17人	
		小中県立学校3年次校長研修会	1日	38人	
		校長・教頭倫理指導研修会	1日	142人	
		園長等運営管理協議会	2日	83人	
		小・中学校教頭研修会	1日	280人	
		小・中学校初任教頭研修会	3日	56人	
		県立学校教頭研修会A	1日	35人	
	県立学校教頭研修会B	1日	20人		
	県立学校事務(部)長研修会	1日	57人		
	管理職 研修	県立学校教頭研修会	1日	118人	
	職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)	2日	56人	
		新任教務主任研修会(県立)	2日	25人	
		県立学校等教務主任研修会	1日	70人	
		生徒指導主事研修会	小中	1日	191人
			県立	1日	69人
		校内研修活性化研修会	3日	28人	
特別支援学級等新任担当教員研修会		5日	95人		
保健主事研修会		1日	80人		
給食主任研修会		1日	65人		
特別指導者招へい研修講座		7日	22人		
養護教諭研修会		2日	659人		
栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	115人		
学校給食指導者研修会		1日	52人		
学校事務職員初任研修会		1日	37人		
県立学校校務助手等研修会	1日	38人			
理科	理科教育講座	8日	40人		

	高等学校理科実験実技研修会	2日	28人
英語	英語教員研修会	2日	107人
体育	中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	84人
	運動部活動指導者研修会	1日	9人
	水泳指導者講習会	1日	39人
	集団登山引率者講習会	2日	15人
産業	産業教育新技術等講習会	1日	96人
教育課程	小学校教育課程研究協議会	1日	1,159人
	中学校教育課程研究協議会	1日	525人
	高等学校教育課程講習会	1日	797人
	特別支援学校教育課程研究協議会	1日	164人
生活指導	生徒指導セミナー	4日	207人
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	271人
情報教育	プログラミング研修会	1日	12人
	校務のためのPC活用研修会	3日	43人
	授業におけるICT活用研修会	3日	112人
	児童・生徒の情報活用能力育成研修会	5日	89人
	情報モラル・セキュリティ研修会	2日	16人
特別支援教育	特別支援教育講座	4日	128人
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	39人
	発達障害教育研修会	1日	56人
	学校で取り組む特別支援教育研修会	1日	45人
図書館教育	図書館教育講習会	1日	45人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3日	30人
学校経営	小中学校経営研修会	2日	40人
	県立学校経営研修会	3日	30人
キャリア教育	キャリア教育指導者養成研修	3日	104人
保育	保育技術協議会	2日	45人

## (3) 警察本部

研修機関		課 程 名	開講日数	修了者数
警察大学校		警察運営科	0日	0人
	任用科	警部特別集中課程	0日	2人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	7日	3人
		教官養成科	30日～33日	2人
		専科	5日～36日	22人
		研究科	12日～23日	3人
	国際警察センター	語学研修科・専科	16日～263日	6人
サイバーセキュリティ対策 研究・研修センター	サイバー捜査研修科	12日～24日	4人	
管区警察学校	任用科	警部補（46歳未満）	6週	27人
		巡査部長（41歳未満）	4週	35人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	3人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	5人
		専科	5日～15日	19人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	59人
		新規採用の一般職員	15日	17人
		初任補修科	3月又は2月	63人
	任用科	警部補（46歳以上）	0日	0人
		巡査部長（41歳以上）	0日	0人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	48人
		専科	2日～33日	延べ189人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現 任科	21日～33日	延べ13人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和3年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,879人	3,264人	1,315人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,297人	3,922人	976人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,604人	—	1,227人
健康管理	健康相談	希望職員	1,342人	健康管理室 56校 心の健康管理医 4人委嘱	709人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	—	—	799人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	79人	227人	122人
福利厚生事業に係る決算額			千円 125,903	千円 158,341	千円 49,097
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 35	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和3年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 90,199	千円 1,057,106	件 183,086	千円 2,100,095	件 53,414	千円 647,524
	休業給付 育児休業手当金	1,195	203,549	2,507	441,632	291	47,115
	災害給付 災害見舞金	0	0	0	0	0	0
附加給付等	出産費附加金 一部負担金払戻金	690	24,153	2,110	68,560	391	16,544
計		92,084	1,284,808	187,703	2,610,287	54,096	711,183

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和3年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	86	2,726	96	11,434	29	2,858
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	2	4,022	2	2,733	1	4,430
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,638	8	18,770	11	32,087
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	5	2,132	12	4,960	12	7,376
計		96	15,518	118	37,897	53	46,751



11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

令和3年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員	申込 者数	申込 倍率	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最終 競争 倍率	女性合格者		試験日	
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争 倍率	受験 者数	受験率	合格 者数		人数	比率		
															(c)
(a)	(b)	(b/a)	(c)	(c/b)	(d)	(c/d)	(e)	(e/d)	(f)	(c/f)	(g)	(g/f)			
上 級	総 合 行 政	44	310	7.0倍	247	79.7%	87	2.8倍	80	92.0%	54	4.6倍	27	50.0%	(第一次) 令和3年6月20日  (第二次) 令和3年7月15～16日、 7月29～30日、 8月2～5日
	警 察 事 務	5	49	9.8倍	38	77.6%	13	2.9倍	12	92.3%	5	7.6倍	5	100.0%	
	心 理 福 祉	4	14	3.5倍	12	85.7%	11	1.1倍	10	90.9%	6	2.0倍	5	83.3%	
	社 会 福 祉	6	17	2.8倍	16	94.1%	11	1.5倍	11	100.0%	7	2.3倍	6	85.7%	
	環 境	2	14	7.0倍	14	100.0%	11	1.3倍	11	100.0%	6	2.3倍	3	50.0%	
	工 業 研 究 (機 械・金 属)	2	3	1.5倍	2	66.7%	1	2.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	
	農 業	5	19	3.8倍	16	84.2%	11	1.5倍	11	100.0%	8	2.0倍	3	37.5%	
	林 業	2	6	3.0倍	6	100.0%	3	2.0倍	3	100.0%	3	2.0倍	2	66.7%	
	水 産	2	5	2.5倍	3	60.0%	3	1.0倍	3	100.0%	2	1.5倍	0	0.0%	
	総 合 土 木	20	28	1.4倍	20	71.4%	17	1.2倍	15	88.2%	12	1.7倍	2	16.7%	
	建 築	2	7	3.5倍	4	57.1%	4	1.0倍	3	75.0%	2	2.0倍	0	0.0%	
	機 械	2	6	3.0倍	4	66.7%	3	1.3倍	3	100.0%	2	2.0倍	0	0.0%	
	電 気	3	5	1.7倍	4	80.0%	3	1.3倍	3	100.0%	2	2.0倍	0	0.0%	
	上 級 小 計	99	483	4.9倍	386	79.9%	178	2.2倍	166	93.3%	109	3.5倍	53	48.6%	
	工 業 研 究 (機 械・金 属) ( 特 別 募 集 )	2	3	1.5倍	3	100.0%	3	1.0倍	3	100.0%	3	1.0倍	0	0.0%	
	林 業 ( 特 別 募 集 )	若	3	1.5倍	3	100.0%	3	1.0倍	2	66.7%	1	3.0倍	1	100.0%	
	総 合 土 木 ( 特 別 募 集 )	11	8	0.7倍	7	87.5%	6	1.2倍	6	100.0%	3	2.3倍	0	0.0%	
建 築 ( 特 別 募 集 )	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
機 械 ( 特 別 募 集 )	若	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	—	—	—	—		
電 気 ( 特 別 募 集 )	若	1	0.5倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	0	0.0%		
上 級 ( 特 別 募 集 ) 小 計	21	17	0.8倍	16	94.1%	14	1.1倍	12	85.7%	8	2.0倍	1	12.5%		
計	120	500	4.2倍	402	80.4%	192	2.1倍	178	92.7%	117	3.4倍	54	46.2%		
初 級	一 般 事 務	4	30	7.5倍	28	93.3%	9	3.1倍	6	66.7%	6	4.7倍	4	66.7%	(第一次) 令和3年9月26日 (第二次) 令和3年10月14,25日
	学 校 事 務	10	41	4.1倍	38	92.7%	21	1.8倍	18	85.7%	13	2.9倍	8	61.5%	
	警 察 事 務	3	38	12.7倍	32	84.2%	11	2.9倍	10	90.9%	7	4.6倍	6	85.7%	
	一 般 事 務 ( 障 害 者 )	若	17	8.5倍	16	94.1%	7	2.3倍	4	57.1%	1	16.0倍	1	100.0%	
	警 察 事 務 ( 障 害 者 )	若	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	
計	21	128	6.1倍	116	90.6%	50	2.3倍	40	80.0%	28	4.1倍	20	71.4%		
就 職 水 河 期 世 代	一 般 事 務	若	161	80.5倍	117	72.7%	11	10.6倍	11	100.0%	2	58.5倍	1	50.0%	(第一次) 令和3年9月26日 (第二次) 令和3年10月26～27日
	デ ジ タ ル	若	12	6.0倍	9	75.0%	5	1.8倍	4	80.0%	1	9.0倍	0	0.0%	
	農 業	若	16	8.0倍	13	81.3%	7	1.9倍	6	85.7%	0	—	—	—	
	林 業	若	7	3.5倍	5	71.4%	5	1.0倍	5	100.0%	0	—	—	—	
	総 合 土 木	若	11	5.5倍	7	63.6%	7	1.0倍	7	100.0%	1	7.0倍	0	0.0%	
	建 築	若	4	2.0倍	2	50.0%	2	1.0倍	2	100.0%	0	—	—	—	
	電 気	若	7	3.5倍	5	71.4%	5	1.0倍	5	100.0%	1	5.0倍	0	0.0%	
計	14	218	15.6倍	158	72.5%	42	3.8倍	40	95.2%	5	31.6倍	1	20.0%		
職 務 経 験 者	行 政	3	32	10.7倍	28	87.5%	10	2.8倍	10	100.0%	7	4.0倍	2	28.6%	(第一次) 令和3年10月17日 (第二次) 令和3年11月27日
	デ ジ タ ル	2	5	2.5倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	0	0.0%	
	農 業	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	林 業	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	総 合 土 木	若	4	2.0倍	2	50.0%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	0	0.0%	
	建 築	若	2	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	
電 気	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	15	43	2.9倍	34	79.1%	16	2.1倍	16	100.0%	12	2.8倍	2	16.7%		
警 官	職 員 総 計	170	889	5.2倍	710	79.9%	300	2.4倍	274	91.3%	162	4.4倍	77	47.5%	(第一次) 令和3年7月11日  (第二次) 令和3年8月6日、 8月23～26日  (第一次) 令和3年9月19日  (第二次) 令和3年10月20日、 11月8～10日
	男 性 警 察 官 A ( 第 1 回 )	45	180	4.0倍	114	63.3%	101	1.1倍	73	72.3%	36	3.2倍			
	男 性 警 察 官 A ( 武 道 ( 剣 道 ) )	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—				
	男 性 警 察 官 A ( 武 道 ( 柔 道 ) )	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍			
	女 性 警 察 官 A ( 第 1 回 )	8	56	7.0倍	34	60.7%	32	1.1倍	21	65.6%	11	3.1倍			
	警 察 官 A ( 情 報 技 術 )	3	6	2.0倍	5	83.3%	4	1.3倍	1	25.0%	0	—			
	第 1 回 警 察 官 小 計	58	243	4.2倍	154	63.4%	138	1.1倍	96	69.6%	48	3.2倍			
	男 性 警 察 官 A ( 第 2 回 )	6	85	14.2倍	37	43.5%	29	1.3倍	24	82.8%	8	4.6倍			
	女 性 警 察 官 A ( 第 2 回 )	4	35	8.8倍	10	28.6%	10	1.0倍	6	60.0%	1	10.0倍			
	男 性 警 察 官 B	26	91	3.5倍	63	69.2%	59	1.1倍	50	84.7%	22	2.9倍			
	女 性 警 察 官 B	6	55	9.2倍	50	90.9%	27	1.9倍	22	81.5%	11	4.5倍			
第 2 回 警 察 官 小 計	42	266	6.3倍	160	60.2%	125	1.3倍	102	81.6%	42	3.8倍				
計	100	509	5.1倍	314	61.7%	263	1.2倍	198	75.3%	90	3.5倍				

※「若」は若干名を指し2名として計算

## ② 受験資格（令和3年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

- ア 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（学歴の要件はありません。）
- イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者
  - ※いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業（見込み）者の特例
  - （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月までに卒業見込みの者
  - （イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要件
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和4年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和4年3月までに同資格を取得する見込みの者

<初級>

試験区分	受験資格
一般事務 学校事務 警察事務	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
初級 一般事務 (障害者対象) 警察事務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） （ア） a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） （イ） a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 （ウ） 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

<就職氷河期世代>

次の全てに該当する者

- ア 昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
- イ 令和3年3月31日現在で、次のいずれかの要件に該当する者
  - （ア） 富山県内に在住
  - （イ） 東京23区に在住
  - （ウ） 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）※に在住かつ東京23区に通勤

※下記の地域を除く。

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

<職務経験者（U I Jターン）>

次の全てに該当する者

ア 昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者（令和 4 年 4 月 1 日現在で 40 歳以下の者）

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者（令和 3 年 3 月 31 日現在）

試験区分	職務経験
行政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が 5 年以上ある者
デジタル	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等の I T 部門における職務経験が 5 年以上ある者
農業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における農産物の生産・加工・流通、農業者への指導支援、農業関係の試験研究等の職務経験が 3 年以上ある者
林業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における治山・地すべり・林道関係の調査、設計、施工管理又は森林経営管理等の職務経験が 3 年以上ある者
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が 3 年以上ある者
建築	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等に置ける建築関係の設計、施工管理、審査等の職務経験が 3 年以上ある者
電気	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における電気設備関係の設計、施工管理、保守管理等の職務経験が 3 年以上ある者

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週 30 時間以上で 6 か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 令和 3 年 3 月 31 日現在で富山県外に在住の者

① <警察官>

試験区分	受験資格
男性警察官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A （情報技術）	昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 4 年 3 月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	昭和 61 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、男性警察官 A の学歴要件に該当しない者
女性警察官 B	昭和 61 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、女性警察官 A の学歴要件に該当しない者

② 令和3年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上級	3. 5. 12	3. 5. 18 ~ 3. 5. 31 ※3. 5. 18 ~ 3. 5. 27	3. 6. 20	3. 6. 29	3. 8. 20
初級	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 9. 26	3. 10. 7	3. 11. 5
就職氷河期世代	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 9. 26	3. 10. 7	3. 11. 19
初級 (障害者対象)	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 10. 31	3. 11. 19	3. 12. 10
職務経験者 (UIJターン)	3. 5. 12	3. 8. 31 ~ 3. 9. 22 ※3. 8. 31 ~ 3. 9. 22	3. 10. 17	3. 11. 5	3. 12. 10
男性警察官A (第1回)	3. 5. 12	3. 5. 18 ~ 3. 6. 14 ※3. 5. 18 ~ 3. 6. 7	3. 7. 11	3. 7. 27	3. 9. 3
男性警察官A (武道)	3. 5. 12	3. 5. 18 ~ 3. 6. 14 ※3. 5. 18 ~ 3. 6. 7	3. 7. 11	3. 7. 27	3. 9. 3
男性警察官A (第2回)	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 9. 19	3. 10. 7	3. 11. 19
女性警察官A (第1回)	3. 5. 12	3. 5. 18 ~ 3. 6. 14 ※3. 5. 18 ~ 3. 6. 7	3. 7. 11	3. 7. 27	3. 9. 3
女性警察官A (第2回)	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 9. 19	3. 10. 7	3. 11. 19
警察官A (情報技術)	3. 5. 12	3. 5. 18 ~ 3. 6. 14 ※3. 5. 18 ~ 3. 6. 7	3. 7. 11	3. 7. 27	3. 9. 3
男性警察官B	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 9. 19	3. 10. 7	3. 11. 19
女性警察官B	3. 5. 12	3. 7. 28 ~ 3. 8. 18 ※3. 7. 28 ~ 3. 8. 10	3. 9. 19	3. 10. 7	3. 11. 19
上級 (特別募集)	3. 10. 7	3. 10. 22 ~ 3. 11. 5	3. 11. 21	3. 12. 10	4. 1. 21

※インターネットから電子申請で申し込む場合の受付期間

## (2) 選考の状況

## ① 採用選考の実施結果（令和3年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・ 職層	部 局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立 学 校		
一般職員 事務系	部長								
	次長				2				2
	室長	1			1				2
	課長	3			13				16
	課長補佐	1			5				6
	係長			1					1
	係員			2					2
	小計	5		3	21				29
一般職員 技術系	部長								
	次長	1							1
	室長								
	課長								
	課長補佐								
	係長								
	係員			1					1
	小計	1		1					2
警察官	警視			6					6
	警部			8					8
	警部補			7					7
	巡査部長			3					3
	巡査長								
	巡査								
	小計			24					24
計	6		28	21				55	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含まない。

② 昇任選考の実施結果（令和3年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後の職層等		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
						事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員	事務	部長	5	1		1				7
		次長	4							4
		室長	12			3				15
		課長	28		2	5	7			42
		課長補佐	24	1	5	9	6	11	4	60
		係長	54		10	5	6		1	76
		(小計)	127	2	17	23	19	11	5	204
	技術	部長	3							3
		次長	6							6
		室長	20							20
		課長	30	2	1					33
		課長補佐	64							64
		係長	65	1	2					68
		(小計)	188	3	3					194
合計		315	5	20	23	19	11	5	398	
警察官	警視	部長			7					7
		参事官			9					9
		課長			12					12
		(小計)			28					28
	警部	次席			17					17
		統括実務指導官								
		(小計)			17					17
	警部補	主任実務指導官			24					24
		係長統括			9					9
		(小計)			33					33
	巡査部長	実務指導官			28					28
巡査長				61					61	
合計				167					167	

## 12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和3年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

### (1) 給与の改定

#### ① 月例給

##### <公民給与の比較>

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.02%（86円）下回っている。

##### <月例給の改定>

公民較差が小さいこと、人事院が月例給の改定を見送ったこと等を総合的に勘案し、月例給を据置き。

（行政職平均給与月額 352,957円（平均年齢42.8歳））

#### ② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.32月（県職員の年間支給月数 4.45月）

イ 支給月数の引下げ 年間月数 4.45月分→ 4.30月分（期末手当に反映）

### (2) 定年の引上げ

- ・ 本年6月、国家公務員法が改正され、①定年を段階的に65歳に引き上げること、②管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入、③当分の間の措置として60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割に設定すること等が規定されたことにあわせ、地方公務員法についても、国家公務員と同様の措置を講じる改正が行われており、実施のための準備に関する規定は本年6月から施行されている。
- ・ 本県においても、管理監督職勤務上限年齢制を含む組織・人事管理、給与等の検討を行い、条例改正等の手続を行うなど具体的な準備作業を適切に進めるとともに、職員への丁寧な情報提供と勤務の意思確認を行う必要がある。
- ・ 各任命権者にあっては、定年の段階的引き上げ期間中においても、業務量の推移や年齢構成の平準化を勘案しつつ、必要な新規採用を継続するための措置を講じる必要がある。

### (3) 人材の確保・育成

#### ① 有為で多様な人材の確保

- ・ 県職員の人材確保は厳しい状況にある中、インターネットなど様々な手法を活用しながら、的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図るとともに、時代に応じた職員採用のあり方の検討を行うなど、引き続き、有為で多様な人材の確保に努める必要がある。
- ・ 民間の活力を積極的に公務に取り入れるため、UIJターン希望の職務経験者や就職氷河期世代を対象とした採用試験について、今年度、対象職種を拡充した。
- ・ 特に、デジタル化の推進に向けて「デジタル」区分を新設したほか、ICTに関する豊富な知識・経験を有する民間人材を課長職に起用するとともに、県の若手職

員を研修派遣するなど、デジタル人材の育成・確保に努めている。

- ・ これらの試験や人事交流は、多様な経験を有し、意欲・能力の高い人材を確保できる有用な方策であることから、引き続き活用を図る必要がある。
- ・ 障害者については、本年3月からの法定雇用率の引上げ等を踏まえ、引き続き、合理的配慮に留意し、採用に努めていく必要がある。
- ・ 人材確保対策事業として、全国の学生等が参加できるオンラインによるイベントを積極的に開催するほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては対面式による職場訪問の実施を検討するなど、ニーズを踏まえてきめ細かく実施していく。
- ・ 特に、技術系職種の採用が厳しくなっており、任命権者と連携し、人材確保に向けた活動を強化していく必要がある。

#### ② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性が十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備に適切に対応していく必要がある。本県では、本年3月に新たな特定事業主行動計画を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職等の女性割合について目標値を設定している。
- ・ 今後とも、より多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開していくとともに、一層の女性職員の管理職への登用や職域拡大を推進する必要がある。

#### ③ 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 今後とも、時代に対応した人材が育成されるよう、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続き推進していく必要がある。

#### ④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 県民に質の高い行政サービスを提供するため、目標によるマネジメント手法により、効果的・効率的な仕事の進め方の定着や職員の能力開発、能力・業績に基づいた処遇の実現により、職務遂行意欲を高めることが必要である。
- ・ 知事部局では、従来から業績評価制度を実施し、結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施している。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。
- ・ 引き続き、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

### (4) 勤務環境の整備

#### ① 長時間勤務の改善等

- ・ 長時間勤務の改善には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要であり、引き続き取組みを進めながら、課題の把握に努め、改善策を実施していくことが必要である。
- ・ 各任命権者においては、時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の効率化や業務量の平準化に一層努めることを求めたい。
- ・ 本委員会では、労働基準監督機関として、引き続き、時間外勤務の上限時間等の



制度の運用状況や長時間勤務の改善に向けた取組みを注視し、必要な助言、指導を実施していく。

#### ア 勤務時間の適正な把握

- ・ 勤務時間を適正な手段により把握することは、業務の平準化や医師等による面談を適切に実施することの前提となるとともに、職員自らが働き方を省みる契機となることから引き続き、勤務時間の適正な把握に努めていく必要がある。

#### イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

- ・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、各管理監督者自らが①事前命令を徹底し、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・ライフ・バランスの実践に努めることなどが重要である。
- ・ 職員一人ひとりも、ワーク・ライフ・バランスを実現するとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要であり、各任命権者は、職員に対し積極的な意識啓発に努める必要がある。
- ・ 学校では、勤務時間以外の時間帯にやむを得ず業務を命ずる場合には、勤務時間の割振り変更を適切に行う必要があり、教員の働き方を見直すことで、子供たちに効果的な教育活動を行うことができるという働き方改革の理念を共有しながら取組みを進めることが重要である。

#### ウ 業務改革等の徹底

- ・ 知事部局においては、働き方改革ラボの設置などの取組みを進めるとともに、DXによる働き方改革を推進しており、県庁全体でビジネスチャットや、AI、RPAなど新たなツールを活用し、効果的、効率的な業務の実施方法について積極的に検討していくことが重要である。
- ・ 教育委員会においては、スクール・サポート・スタッフなどの地域・専門人材の積極的な活用をはじめ、校務支援システム等の導入、学校行事等の精選や内容の見直しなどを進めてきており、今後、部活動や慣例的な行事等、各学校の実態に応じた業務見直しをより一層進めることが必要である。
- ・ 今後とも、業務の見直し・削減・合理化や外部委託を一層進めるとともに、臨機応変な人員配置などにより、職員の負担を軽減することが重要である。
- ・ こうした取組みとあわせ、業務の合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない職場においては、業務量に応じた要員を確保することを求めたい。

#### ② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるためには、育児と仕事の両立支援制度をより柔軟に利用できるものとする必要がある。
- ・ 育児休業の取得回数制限を緩和するなどの人事院の意見の申出を踏まえ、国の動向等を注視しながら、適切に対応する必要がある。
- ・ 不妊治療と仕事の両立について、職員の不妊治療のための休暇（有給）を新設するとした人事院報告を踏まえ、不妊治療を一層受けやすい職場環境の整備について検討を進める必要がある。

③ 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を契機として、社会全体でテレワークによる働き方が広がってきており、知事部局等で取り組んでいるテレワークの試行の実施状況を踏まえながら、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組みを加速させていくことが必要である。

(5) 心身の健康づくりの充実等

① メンタルヘルス対策等

- ・ メンタルヘルスについては、早期に適切な対応をとることが重要である。
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症対策など緊急な対応が必要な業務に従事する職員については、管理監督者も含めて、退勤から出勤までの間に一定の休息時間を確保すること等により心身の健康が保持されるよう、十分目配りすることが必要である。
- ・ 今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、各任命権者と連携し、職員が安心して勤務できる環境づくりに必要な指導・助言を行っていく。

② ハラスメント防止対策

- ・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについては、各任命権者においては、防止マニュアルの周知・活用や相談窓口の設置などの取組みが進められているところであり、引き続き、相談体制の充実などに取り組むことが必要である。
- ・ 本委員会においても、地方公務員法に基づき設置している苦情相談窓口の周知等を図ることにより、ハラスメント対策を進めていく。

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度においては、前年度から繰り越した事案及び新たな措置要求事案はありませんでした。

R3. 3. 31 現在 未処理件数	R3. 4. 1～ R4. 3. 31 の 措置要求件数	R3. 4. 1～ R4. 3. 31 の 処理件数	左の内訳		R4. 3. 31 現在 未処理件数
			R3. 3. 31 現在 未処理件数 に係る 処理件数	R3. 4. 1～ R4. 3. 31 の 措置要求に 係る処理件数	
0	0	0	0	0	0

14 不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度において、不利益処分に関する審査請求の状況は、次の表のとおりです。

区分	R3. 3. 31 現在 未処理件数	R3. 4. 1～ R4. 3. 31 の 審査請求 件数	R3. 4. 1～ R4. 3. 31 の 処理件数	左の内訳		R4. 3. 31 現在 未処理件数
				R3. 3. 31 現在 未処理件数 に係る 処理件数	R3. 4. 1～ R4. 3. 31 の 審査請求に 係る処理件数	
分 限 処 分	降給	-	-	-	-	-
	降任	-	-	-	-	-
	休職	-	-	-	-	-
	免職	-	-	-	-	-
懲 戒 処 分	戒告	-	-	-	-	-
	減給	1	0	1	1	0
	停職	-	-	-	-	-
	免職	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
計	1	0	1	1	0	0